

派遣料金と賃金に関する労働者派遣法令の規定

派遣元事業主に求められる対応

- 派遣元事業主は、同一労働同一賃金関連規定に基づき、派遣労働者の公正な待遇（賃金を含む）を確保しなければならない。【労働者派遣法第30条の3、第30条の4】
- 派遣元事業主は、派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項を勘案し、その賃金を決定しなければならない。【労働者派遣法第30条の4、第30条の5】
 - ※ 派遣先均等・均衡方式の場合は努力義務
- 派遣元事業主は、派遣料金に係る派遣先との交渉が派遣労働者の待遇の改善にとって極めて重要であることを踏まえつつ交渉に当たるとともに、派遣料金が引き上げられた場合には、可能な限り、当該派遣に係る派遣労働者の賃金を引き上げるよう努めることとされている。【派遣元指針第2の8(6)】

派遣先に求められる対応

- 派遣先は、派遣料金について、派遣元事業主が同一労働同一賃金関連規定を遵守することができるものとなるように配慮しなければならない。【労働者派遣法第26条第11項】

マージン率等の情報公開について

- 派遣元事業主は、インターネット等により、マージン率等の情報公開を行わなければならないこととされている。
(労働者派遣法第23条第5項、労働者派遣法施行規則第18条の2、派遣元指針第2 16)

労働者派遣法

(事業報告等)

第二十三条 (略)

- 5 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、教育訓練に関する事項その他当該労働者派遣事業の業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

労働者派遣法施行規則

(情報提供の方法等)

- 第十八条の二 法第二十三条第五項の規定による情報の提供は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

2・3 (略)

派遣元指針

第2 派遣元事業主が講ずべき措置

16 情報の提供

派遣元事業主は、派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主を適切に選択できるよう、労働者派遣の実績、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合、教育訓練に関する事項、労働者派遣法第30条の4 第1項の協定を締結しているか否かの別並びに当該協定を締結している場合における協定対象派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により、広く関係者とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とすること。(略)

派遣料金や賃金の額の明示について

- 派遣元事業主は、派遣労働者に対し、派遣料金や賃金の額を明示しなければならないこととされている。
(労働者派遣法第31条の2第3項及び第34条の2、労働者派遣法施行規則第26条の3)

労働者派遣法

(待遇に関する事項等の説明)

第三十一条の二 (略)

3 派遣元事業主は、労働者派遣(第三十条の四第一項の協定に係るものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、文書の交付等により、第一号に掲げる事項を明示するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、第二号に掲げる措置の内容を説明しなければならない。

一 労働基準法第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項及び前項第一号に掲げる事項(厚生労働省令で定めるものを除く。) ※ 賃金に関する事項を含む

二 (略)

4・5 (略)

(労働者派遣に関する料金の額の明示)

第三十四条の二 派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。

一 労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合 当該労働者

二 労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料金の額を変更する場合 当該労働者派遣に係る派遣労働者

労働者派遣法施行規則

(労働者派遣に関する料金の額の明示の方法等)

第二十六条の三 法第三十四条の二の規定による明示は、第三項の規定による額を書面の交付等の方法により行わなければならない。

2 (略)

3 法第三十四条の二の厚生労働省令で定める額は、次のいずれかに掲げる額とする。

一 当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額

二 当該労働者に係る労働者派遣を行う事業所における第十八条の二第二項に規定する労働者派遣に関する料金の額の平均額

派遣労働者等の希望、能力、経験等に適合する就業機会の確保等

- 派遣元事業主は、派遣労働者の希望、能力及び経験に応じた就業の機会を確保するよう努めなければならないこととされている。（労働者派遣法第30条の7、派遣元指針第2 8(4)）

労働者派遣法

（派遣労働者等の福祉の増進）

第三十条の七 第三十条から前条までに規定するもののほか、派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者又は派遣労働者として雇用しようとする労働者について、各人の希望、能力及び経験に応じた就業の機会（派遣労働者以外の労働者としての就業の機会を含む。）及び教育訓練の機会の確保、労働条件の向上その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることにより、これらの者の福祉の増進を図るよう努めなければならない。

派遣元指針

第2 派遣元事業主が講ずべき措置

8 派遣労働者の雇用の安定及び福祉の増進等

(4) 派遣労働者等の適性、能力、経験、希望等に適合する就業機会の確保等

派遣元事業主は、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者（以下「派遣労働者等」という。）について、当該派遣労働者等の適性、能力、経験等を勘案して、最も適した就業の機会の確保を図るとともに、就業する期間及び日、就業時間、就業場所、派遣先における就業環境等について当該派遣労働者等の希望と適合するような就業機会を確保するよう努めなければならないこと。また、派遣労働者等はその有する知識、技術、経験等を活かして就業機会を得ていることに鑑み、派遣元事業主は、労働者派遣法第30条の2の規定による教育訓練等の措置を講じなければならないほか、就業機会と密接に関連する教育訓練の機会を確保するよう努めなければならないこと。

公正な評価による待遇改善の推進（本年10月1日より適用）

- 派遣元事業主は、派遣労働者の職務の成果等の評価、教育訓練やキャリアコンサルティングの実施、就業機会の確保及び提供を行うに当たって、その職務の成果等の向上により派遣労働者の待遇が改善するよう、派遣労働者の希望に応じた評価結果のフィードバック等の措置を総合的に行うよう努めることとされている。
（派遣元指針第2 8(6) ※令和8年10月1日適用予定）

【参考：指針のイメージ】

